

議案第 90 号

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

(亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

(亀山市公共下水道条例の一部改正)

第2条 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

(亀山市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第35条中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。